

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第15号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	(1) 外国語指導助手及び英語教育コーディネーター（以下「外国語指導助手等」という。）の基本報酬等について、職務内容に応じた本市の会計年度任用職員の報酬額一覧表の職務の区分にあてはめることとし、所要の改正等を行うものであること。 (2) 堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）及び堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）の一部改正に伴い、非常勤講師の通勤に要する費用弁償について改定することとし、所要の改正等を行うものであること。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 外国語指導助手等の基本報酬の額に関する事項を改めるとともに、同職員に期末手当及び勤勉手当を支給するもの (2) 非常勤講師の通勤に要する費用弁償の額について、通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員のうち、自動車等の駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する費用弁償を支給するもの (3) 規定の整備を行うもの 2 施行期日 令和8年4月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（)

議案第15号

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則について、次のとおり改正する。

令和8年3月27日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

第5条第2項第3号中「264,400円」を「条例第3条第4項第1号の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、職務の区分が第2号区分に該当する者の例による額」に改め、同項第4号中「257,200円」を「条例第3条第4項第1号の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、職務の区分が第11号区分に該当する者の例による額」に改める。

第8条第3項第2号中「別表第7」の次に「（備考2を除く。）」を加え、「同表」の次に「（備考2を除く。）」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する者であつて、通勤のため原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通用具（以下「原動機付自転車等」という。）を使用することを常例とする者のうち、駐車場等（堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）第10条の2で読み替えて準用する堺市職員の通勤手当に関する規則第10条の4第1項に規定する駐車場等をいう。以下同じ。）を利用し、その料金を負担することを常例とする者（教育委員会が定める職員を除く。）の通勤に要する費用弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額（当該額が55,000円を超える場合は、55,000円）とする。

(1) 駐車場等に係る通勤に要する費用弁償 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額（当該額が5,000円を超える場合は、5,000円）

ア 一の駐車場等を利用する場合 次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

(イ) 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（当該額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 教育委員会が定める額

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について、ア(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる費用弁償以外の通勤に要する費用弁償 前2項の規定による額

第10条第1項第5号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経験年数の特例)

2 この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第5条第2項第3号又は第4号の適用を受けていたパートタイム会計年度任用職員に市規則別表第1を適用する場合の経験年数にあつては、市規則第3条第3項において準用する同条第2項に規定する経験年数に、当該職員が本市の会計年度任用職員として次の各号に掲げる者として従事した期間を当該各号に定める職務の区分と同一の職務に従事した期間とみなして算定した経験年数を加えたものとする。

(1) 第5条第1項第3号 第2号区分

(2) 第5条第1項第4号 第11号区分

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号。以下「条例」という。）第3条第3項から第5項まで、第13条、第17条及び附則第3項並びに堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号。以下「市規則」という。）<u>第5条第4項</u>、第9条第10項、第10条第13項及び第12条の規定に基づき、教育委員会が任命する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について必要な事項を定める。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の基本報酬）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>第5条 条例第3条第5項の任命権者が別に定めるパートタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>2 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は月額で支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる者 <u>264,000円</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号。以下「条例」という。）第3条第3項から第5項まで、第13条、第17条及び附則第3項並びに堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号。以下「市規則」という。）<u>第5条第5項</u>、第9条第10項、第10条第13項及び第12条の規定に基づき、教育委員会が任命する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について必要な事項を定める。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の基本報酬）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>第5条 条例第3条第5項の任命権者が別に定めるパートタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>2 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は月額で支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる者 <u>条例第3条第4項第1号の規定の適用を</u></p>

(4) 前項第4号に掲げる者 257,200円

(5) (略)

3 (略)

(費用弁償の特例)

第7条 (略)

第8条 (略)

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) 第1項第2号に掲げる者 自転車等の片道の使用距離に応じて市規則別表第3に掲げる額にその月においてその者が勤務した日数を乗じて得た額（当該額が職員給与条例別表第7に定める額を超える場合は、同表に定める額）

(3) (略)

(追加)

受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、職務の区分が第2号区分に該当する者の例による額

(4) 前項第4号に掲げる者 条例第3条第4項第1号の規定の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員のうち、職務の区分が第11号区分に該当する者の例による額

(5) (略)

3 (略)

(費用弁償の特例)

第7条 (略)

第8条 (略)

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) 第1項第2号に掲げる者 自転車等の片道の使用距離に応じて市規則別表第3に掲げる額にその月においてその者が勤務した日数を乗じて得た額（当該額が職員給与条例別表第7（備考2を除く。）に定める額を超える場合は、同表（備考2を除く。）に定める額）

(3) (略)

4 前項の規定にかかわらず、第1項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する者であって、通勤のため原動機付自転車、自動車その他原動

機付の交通用具（以下「原動機付自転車等」という。）を使用することを常例とする者のうち、駐車場等（堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）第10条の2で読み替えて準用する堺市職員の通勤手当に関する規則第10条の4第1項に規定する駐車場等をいう。以下同じ。）を利用し、その料金を負担することを常例とする者（教育委員会が定める職員を除く。）の通勤に要する費用弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額（当該額が55,000円を超える場合は、55,000円）とする。

(1) 駐車場等に係る通勤に要する費用弁償 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額（当該額が5,000円を超える場合は、5,000円）

ア 一の駐車場等を利用する場合 次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額

(ア) 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

(イ) 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（当該額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 教育委員会が定める額

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等につい

4 (略)

5 (略)

(期末手当を支給しない会計年度任用職員)

第10条 市規則第9条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者には
期末手当を支給しない。

(1)～(4) (略)

(5) 第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者

2・3 (略)

て、ア(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる費用弁償以外の通勤に要する費用弁償 前2項の規
定による額

5 (略)

6 (略)

(期末手当を支給しない会計年度任用職員)

第10条 市規則第9条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者には
期末手当を支給しない。

(1)～(4) (略)

(削る)

2・3 (略)